総合野外センター及び青少年センター使用料減免の審査基準

根拠法令等の条項	豊田市青少年育成施設条例第13条
法令等の定め	第13条 市長は、公益上必要があると認めたときは、使用料を減
又は概要	免することができる。
審査基準	豊田市青少年育成施設管理規則
	(使用料の免除)
	第9条 豊田市総合野外センターについて、条例第13条の規定に
	より使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当したとき
	とする。
	(1) 市内の義務教育諸学校の教育課程に基づく教育活動の一環
	として生徒又は児童の指導者等が利用するとき。
	(2) 市内の幼稚園又は保育所の教育活動又は保育活動の一環と
	して園児の指導者等が利用するとき。
	(3)市内の青少年育成団体、青少年指導者団体等が利用する場合
	で、青少年の健全育成を目的として団体の構成員及びその指導者が
	野外活動を行うとき。
	(4) その他特に教育委員会が必要と認めたとき。
	2 青少年センターについて、条例第13条の規定により使用料を
	免除する場合は、次の各号のいずれかに該当したときとする。
	(1)前条第2項の規定により個人が利用したとき。
	(2)市内の青少年育成団体、青少年指導者団体等が青少年の健全
	育成を目的とする事業で教育委員会が適当と認めるものを行うと
	き。
	(3) その他特に教育委員会が必要と認めたとき。
設定年月日	昭和57年3月20日(最終更新:令和6年4月1日)
標準処理期間	2週間